

# 四日市市建築物耐震改修促進計画

[第2次計画]

令和4年3月

四日市市

# 目次

## 第1章 計画の目的

1-1	計画の目的と位置づけ	1
1-2	計画改定の背景	1
1-3	計画の期間	2
1-4	計画の対象	2

## 第2章 耐震化の状況と目標

2-1	これまでの取組と状況整理	4
2-2	住宅	5
2-3	耐震診断義務付け対象建築物	8
2-4	ブロック塀等	10
2-5	市有建築物	11

## 第3章 耐震化を促進するための取組

3-1	施策の体系	12
3-2	住宅の耐震化	13
3-3	建築物の耐震化	16
3-4	まちの安全対策	18
3-5	その他建築物の地震に対する安全対策	20

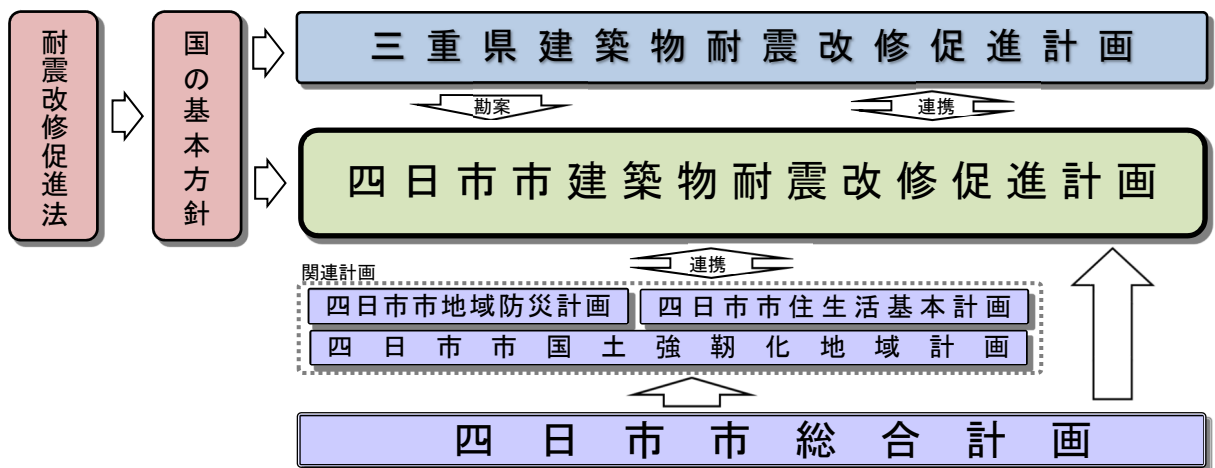
## 参考資料

資料-1	地震による被害想定等	22
資料-2	特定の建築物の要件	24
資料-3	通行障害建築物の要件	26
資料-4	耐震診断義務付け対象道路	27
資料-5	市が実施している支援制度等	29

# 第1章 計画の目的

## 1-1 計画の目的と位置づけ

本計画は、住宅・建築物の耐震化の目標を明らかにするとともに、目標を達成するための施策を定め、それに取り組むことにより、市内における地震による住宅・建築物の倒壊等の被害を軽減し、市民の生命及び財産を保護することを目的として、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）」及び同法により国が定める基本方針等に基づいて策定するものです。



【図1-1】 四日市市建築物耐震改修促進計画の位置づけ

## 1-2 計画改定の背景

本市では、平成28年に「四日市市建築物耐震改修促進計画（計画期間：平成28年度～令和3年度）」を策定し、市内の建築物の耐震化に取り組んできました。

当該計画（第1次計画）は、平成28年度から令和2年度までの5か年計画でしたが、国の基本方針の改正が令和3年度内に見送られたことから、令和2年度末に計画期間を令和3年度末までとする旨を定めた追補版を発行し、計画期間を1年延長する措置を行いました。

その後、令和3年12月に国の基本方針が改正され、住宅の耐震化率の目標年次が延長されたことを受けて、第2次計画として必要な見直しを行います。

国の基本方針 (平成18年国土交通省告示第184号)	
耐震化率の目標の推移	
<b>平成28年3月・平成30年12月改正</b>	<b>令和3年12月改正</b>
<b>【住宅】</b> ・耐震化率：95%（令和2年） ・耐震性なし：おおむね解消（令和7年）	<b>【住宅】</b> ・耐震性なし：おおむね解消（令和12年） ※5年延長
<b>【多数の者が利用する建築物】</b> ・耐震化率：95%（令和2年）	<b>【耐震診断義務付け対象建築物】</b> ・耐震性なし：おおむね解消（令和7年） ※変更なし
<b>【耐震診断義務付け対象建築物】</b> ・耐震性なし：おおむね解消（令和7年）	※“多数の者が利用する建築物”に係る目標を廃止し、“耐震診断義務付け対象建築物”に重点化

【図1-2】 国の基本方針の主な改正点

### 1-3 計画の期間

本計画の計画期間は、国が住宅における耐震化の目標期限を令和 12 年と定めたことを踏まえ、令和 4 年 4 月から令和 13 年 3 月までの 9 年間とします。

なお、中間目標として令和 7 年度の目標を定め、その時点における実施状況を検証し、必要に応じて見直しを行うこととします。

### 1-4 計画の対象

#### (1) 対象区域

本計画の対象区域は、四日市市全域とします。

#### (2) 対象建築物

本計画では、全ての建築物を対象とします。特に、昭和 56 年 5 月 31 日以前<sup>(※1)</sup>に建築された住宅及び耐震診断義務付け対象建築物<sup>(※2)</sup>を対象に耐震化を図ります。

※1 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたものは、「旧耐震基準」と呼ばれる建築基準法の構造基準が大きく改正される前の基準で建てられており、特に地震に対する構造的な脆弱性が指摘されています。

※2 耐震診断義務付け対象建築物とは、【表 1-1】で示す特定の建築物のうち、要緊急安全確認大規模建築物（同法附則第 3 条）及び要安全確認計画記載建築物（同法第 7 条）をいいます。

【表 1-1】主な対象建築物の説明

建築物名称	説明
住宅	戸建て住宅、共同住宅等（長屋を含む）で、持家・賃貸・分譲のいずれも含むすべての住宅
特定の建築物	
多数の者が利用する建築物 <sup>※1</sup>	多数の者が利用する特定の用途かつ一定規模以上の建築物 （階数3以上かつ床面積1,000㎡以上の病院・店舗・事務所等）
大規模建築物等 <sup>※1</sup> 【要緊急安全確認大規模建築物】 （報告期限：平成27年12月31日）	
耐震診断義務付け対象の大規模建築物	多数の者が利用する建築物のうち、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要のある大規模なもの
耐震診断義務付け対象の危険物貯蔵場等	危険物を一定の数量以上貯蔵又は処理する建築物で、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要のある大規模なもの
沿道建築物 【要安全確認計画記載建築物】 （報告期限：令和3年3月31日）	その通行と多数の者の円滑な避難を確保すべき道路として、市が指定する耐震診断義務付け対象道路 <sup>※2</sup> に接する建築物で、一定の高さ要件 <sup>※3</sup> を満たすもの
ブロック塀	道路等に面し、地震時に倒壊の危険性があるブロック塀等
市有建築物	市が所有する建築物のうち、非木造の延べ面積200㎡を超えるもので、自転車置き場等の施設及び下水道施設を除いたもの

※1 対象用途・規模・数量は【資料-2 参照】

※2 耐震診断義務付け対象道路は【資料-4 参照】

※3 高さ要件は【資料-3 参照】

## 第2章 耐震化の状況と目標

### 2-1 これまでの取組と状況整理

#### (1) 第1次計画における取組

第1次計画では、住宅および多数の者が利用する民間建築物について、耐震化率の目標をそれぞれ95%としましたが、住宅の平成30年時点の実績は88.2%、多数の者が利用する民間建築物の令和2年度末時点での実績は87.7%で、引き続き耐震化に取り組む必要があります。

また、旧耐震基準の木造住宅の耐震化補助における目標件数を、耐震補強と除却を合わせて年250件としましたが、直近5年間の年平均は268件となり、目標を上回る結果となりました。

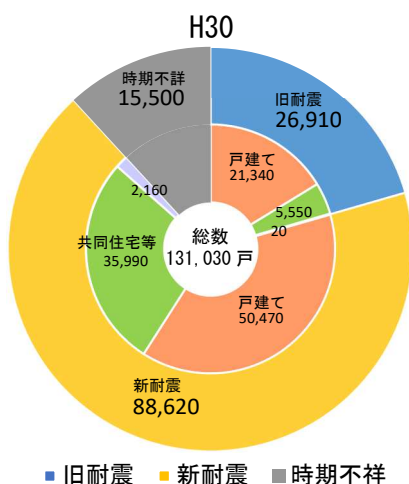
【表2-1】 第1次計画の目標と実績

第1次計画の指標	目標値	実績
住宅耐震化率	95% (R2)	88.2% (H30)
旧耐震基準の木造住宅の耐震補強補助	50件/年	13件/年 (H28~R2)
旧耐震基準の木造住宅の除却補助	200件/年	255件/年 (H28~R2)
多数の者が利用する民間建築物の耐震化率	95% (R2)	87.7% (R2)
優先的に耐震化を進める避難施設等の耐震化率		97.3% (R2)
市有建築物の耐震化率	100% (R2)	99.6% (R2)

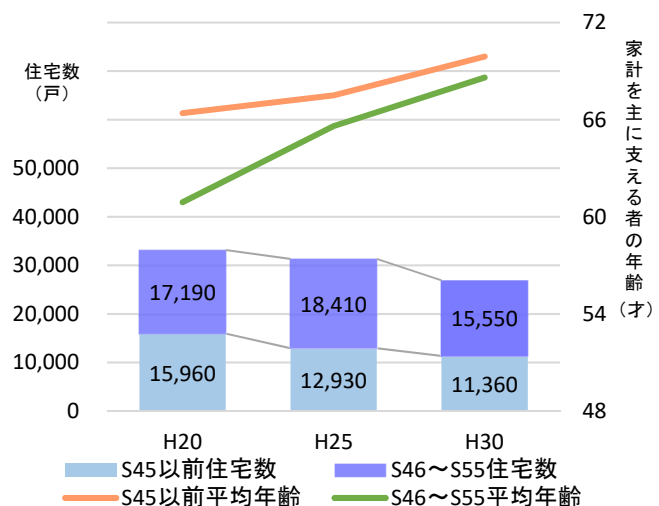
#### (2) 耐震化を取り巻く状況

住宅や特定の建築物の耐震化は進みつつありますが、第1次計画策定以降も、平成28年の熊本地震、平成30年の大阪北部地震、北海道胆振東部地震などの大規模な地震が発生しています。さらに、南海トラフを震源域とする巨大地震発生 of 切迫性が指摘されています。本市においても、南海トラフ地震や市周辺の活断層を震源とする地震が発生した場合は、甚大な被害が生じると想定されており、更なる耐震化を進める必要があります。(被害想定は【資料-1 参照】)

本市の状況を、住宅・土地統計調査の結果から分析すると、旧耐震住宅のうち約8割が戸建ての住宅で、旧耐震住宅の家計を主に支える者の高齢化が進んでいることがわかります。



【図2-1】 構造別建築時期別建物状況 (住宅・土地統計調査より作成)



【図2-2】 旧耐震住宅戸数と家計を支える者の平均年齢の推移 (住宅・土地統計調査より作成)

## 2-2 住宅

### (1) 住宅の耐震化の状況

平成30年度住宅・土地統計調査をもとに推計した結果、居住世帯のある住宅総数は131,030戸、うち耐震性のない住宅は15,443戸あり、耐震化率は88.2%で、5年間で4.3ポイント上昇しました。

三重県や全国においても、耐震化の伸びは緩やかな状況です。

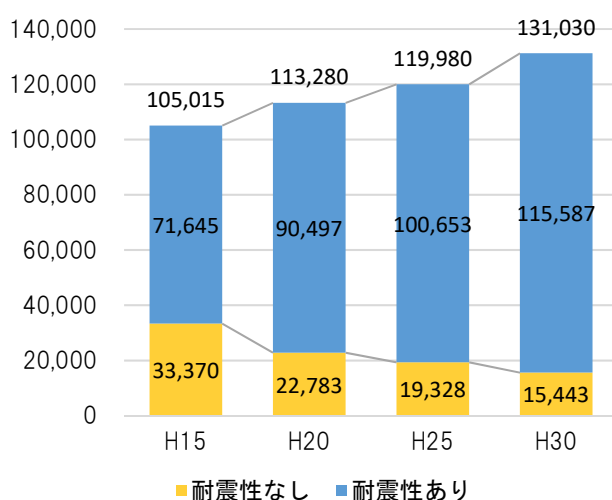
【表2-2】住宅の耐震化の状況

四日市市における住宅戸数		H15年度	H20年度	H25年度	H30年度
住宅総数		105,015	113,280	119,980	131,030
耐震性のある住宅戸数(①+②) (耐震化率)		71,645 (68.2%)	90,497 (79.9%)	100,653 (83.9%)	115,587 (88.2%)
昭和56年以降建築①		61,540	80,130	88,630	99,972
昭和55年以前建築の住宅総数		43,475	33,150	31,351	31,058
耐震性あり	木造住宅 <sup>(※1)</sup>	5,791	4,624	6,475	8,582
	木造以外の住宅 <sup>(※2)</sup>	4,314	5,743	5,548	7,033
	計②	10,105	10,367	12,023	15,615
耐震性なし	木造住宅 <sup>(※1)</sup>	31,640	21,067	17,546	14,362
	木造以外の住宅 <sup>(※2)</sup>	1,730	1,716	1,752	1,081
	計	33,370 (31.8%)	22,783 (20.1%)	19,328 (16.1%)	15,443 (11.8%)

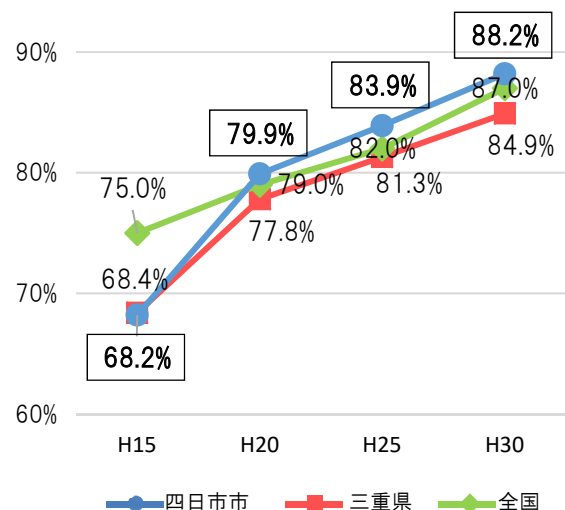
(注) この表の値は、住宅・土地統計調査の結果から、市において推計しています。

※1 木造住宅とは、木造の戸建、長屋、共同住宅です。

※2 木造以外の住宅とは、鉄骨、鉄筋コンクリート、その他の構造の戸建、長屋、共同住宅です。



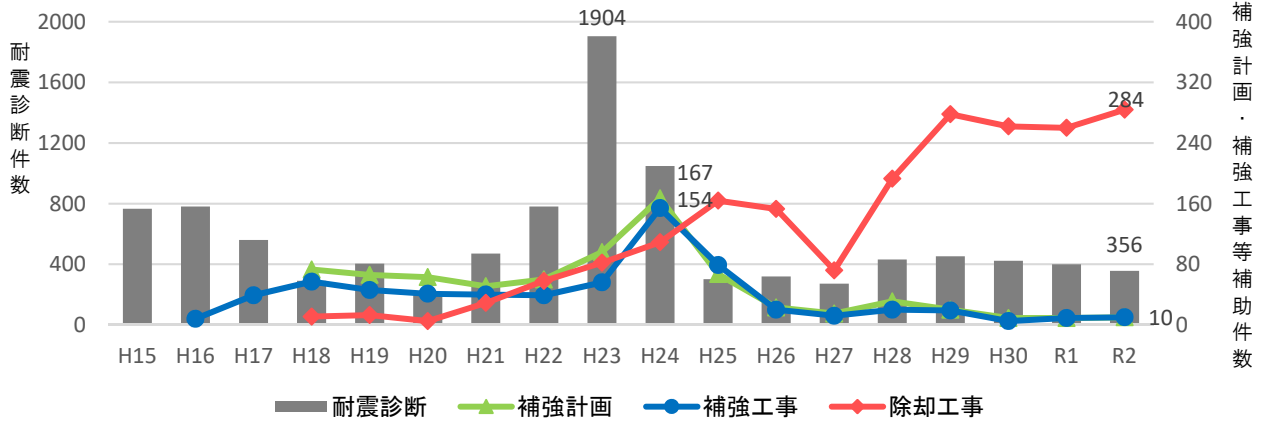
【図2-3】耐震性有無の住戸数の推移



【図2-4】国、県、市における住宅の耐震化率の推移

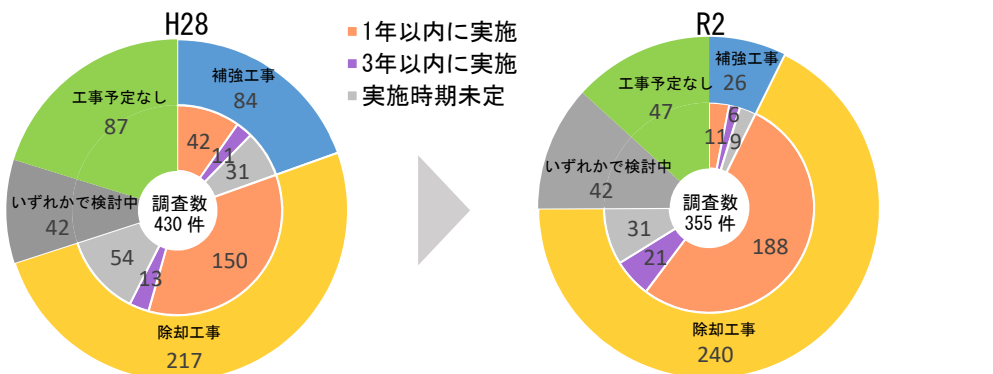
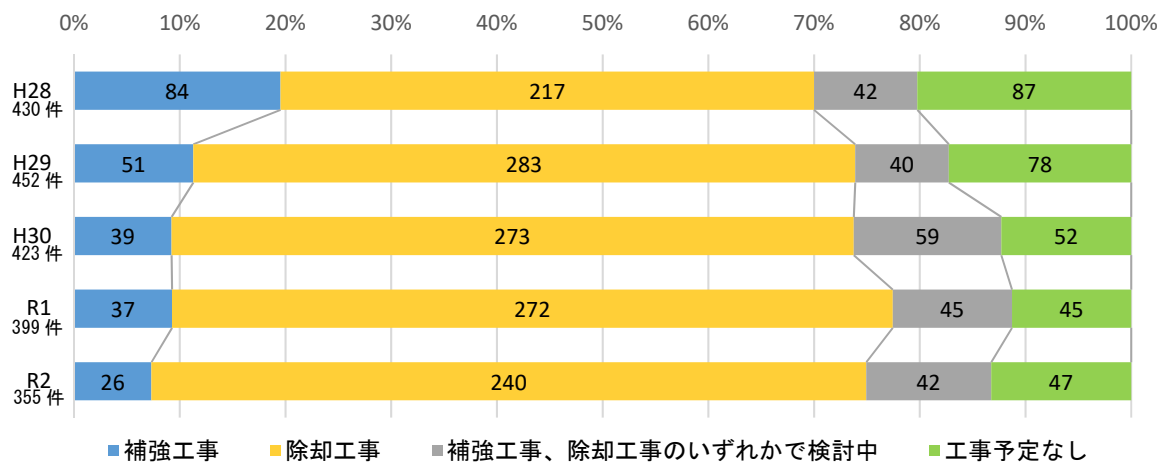
市では、平成 15 年以降、木造住宅の無料耐震診断を実施し、補強計画、補強工事及び除却工事に対する補助制度を設け、耐震化を推進してきました。平成 23 年の東日本大震災後は一時的に耐震診断件数が増加しましたが、近年では年間 400 件程度となっています。

また、補強工事に係る補助件数は平成 24 年をピークに減少傾向が続き、近年では年間 10 件程度に落ち込む一方、除却工事は年間 250 件を超える状況を維持しています。



【図 2-5】 四日市市における耐震診断・補強計画・補強工事等補助件数の推移

耐震診断を受けた所有者に対し実施したアンケート調査では、補強工事による耐震化を予定している所有者は減少傾向にある一方で、除却予定の所有者の割合は増加傾向にあります。また、1 年以内に実施予定の方が補強工事では半数以下となるのに対し、除却工事では 7 割を占めます。



【図 2-6】 耐震診断後の意向アンケート調査結果



## (2) 住宅の取組の方向性

補助実績や耐震診断を受けた所有者の意向調査結果から、近年では、築40年以上となる住宅を耐震改修して継続利用するよりも、除却・建替えする傾向が強くなっていることがわかります。更なる経年や高齢化している所有者の世代交代等により、今後も、耐震補強の伸びは鈍化し、除却・建替えによる耐震化が進捗すると推測されます。

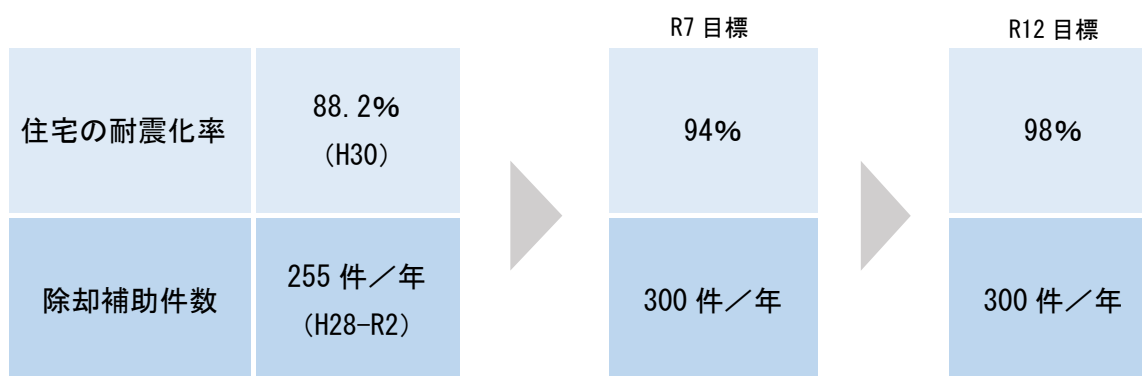
こうした状況を踏まえ、今後もこれまで実施してきた補助制度を引き続き活用しながら、建替えの促進を図っていきます。

また、費用負担の面から耐震化に踏み切れない所有者もいることから、地震力が大きく加わる1階のみ耐震性を向上するといった準耐震補強工事への補助も引き続き行っていきます。

## (3) 住宅の耐震化目標

令和7年度までに耐震化率94%、令和12年度までに耐震化率98%を目標とし、住宅の耐震化を推進します。

これらの目標を達成に向けて、木造住宅の除却補助件数が年平均255件であるところを、令和7年度には年300件とすることを目標に取り組みます。



## 2-3 耐震診断義務付け対象建築物

### (1) 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の状況

耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の状況は次のとおりです。国が目指す「おおむね解消」には、まだ多くの時間が必要となるのが現状です。

【表 2-3】 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の状況

耐震診断義務付け建築物		当初総数 (H28)	対象総数 (R2)				耐震化率	<参考> 耐震化率 (全国)
				耐震性 あり	耐震性 なし	未診断		
大規模建築物等 (H27. 12. 31 診断報告期限)		15 棟	13 棟	10 棟	3 棟	0 棟	76.9%	90%
沿道 建 築 物	第 1 次緊急輸送道路 (R3. 3. 31 診断報告期限)	41 棟	33 棟	8 棟	22 棟	3 棟	22.2%	40%
	第 2 次緊急輸送道路 (R8. 3. 31 診断報告期限)	-	3 棟	-	-	3 棟		

(注) 新耐震建築物は除く

市では、平成 28 年以降、耐震診断義務付け対象建築物のうち、国の直接補助制度のない沿道建築物に対し、耐震診断、補強設計、補強工事及び除却にかかる補助制度を設け、耐震化を推進してきました。

【表 2-4】 沿道建築物の補助件数

	H28	H29	H30	R1	R2	合計
耐震診断	3	7	2	4	5	21
耐震改修設計	0	0	2	2	0	4
耐震改修	0	0	0	0	2	2
除却 (建替え)	0	0	0	0	0	0

(単位：棟)

### (2) 耐震診断義務付け対象建築物の耐震性の公表

耐震診断義務付け対象建築物のうち、大規模建築物等については、平成 29 年 1 月より、耐震診断の結果を市ホームページ内「要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表について」で公表しています。

四日市市 大規模建築物 耐震診断結果

検索

また、令和 2 年度末に報告期限を迎えた第 1 次緊急輸送道路沿道建築物については、今後その結果の公表を進めます。

### (3) 耐震診断義務付け対象建築物の取組の方向性

多くの市民の被害を効果的に防止するため、耐震化の効果が大きい耐震診断が義務付けられた建築物の耐震化に対し、優先的に取り組みます。

大規模建築物等のうち、耐震性が不十分な3棟については、所有者等に対し、耐震改修費用の補助制度の周知とあわせて、耐震化の重要性について啓発を行いながら、引き続き個別に対応を行っていきます。

また、第1次緊急輸送道路沿道の建築物については、耐震診断の報告期限を迎えたばかりで、耐震性が不十分な建築物がまだ多く存在しています。発災後の迅速な避難や救助活動、物資輸送に必要な通行を確保できるよう、耐震診断が未だ済んでいない所有者に対し、速やかな耐震診断の実施を促すとともに、耐震性が不十分な建築物の所有者に対し、耐震改修について必要な指導及び助言を行います。

### (4) 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化目標

大規模建築物等について、令和7年度までに耐震化率92%、令和12年までに耐震化率100%を目標とし、耐震化を推進します。

また、沿道建築物について、報告期限を過ぎて耐震診断の済んでいない建築物があることから、まずこの解消を目標とします。さらに耐震性が不十分な建築物を令和7年度までに対象総数の1/4まで減らし、令和12年度までに解消することを目標に取り組みます。

		R2	R7 目標	R12 目標
耐震診断義務付け対象建築物	大規模建築物等	耐震化率 76.9%	92%	100%
	沿道建築物	耐震診断実施率 83.3%	100%	-
		耐震化率 22.2%	75%	100%

## 2-4 ブロック塀等

### (1) ブロック塀等の安全対策の状況

平成30年6月に発生した大阪府北部地震では、耐震性に問題があるブロック塀等が倒壊し、人命にかかわる被害が発生しました。また、令和3年2月に発生した福島県沖を震源とする地震においても、ブロック塀等の倒壊の被害が確認されたことを受け、国からは、ブロック塀等のさらなる安全確保に取り組むよう通知がありました。

市では、通学路沿道のブロック塀等に対し緊急点検を実施し、危険性が判明したものについては、所有者等への改善指導を行っています。

【表2-5】 ブロック塀等の調査結果と改善状況

	調査 (H30.11)	危険性が判明	改善 (改善率)		
				R1	R2
箇所数	456	409	125 (30.6%)	80	45
延長	8.0km	7.2km	2.4km (33.1%)	1.6km	0.8km

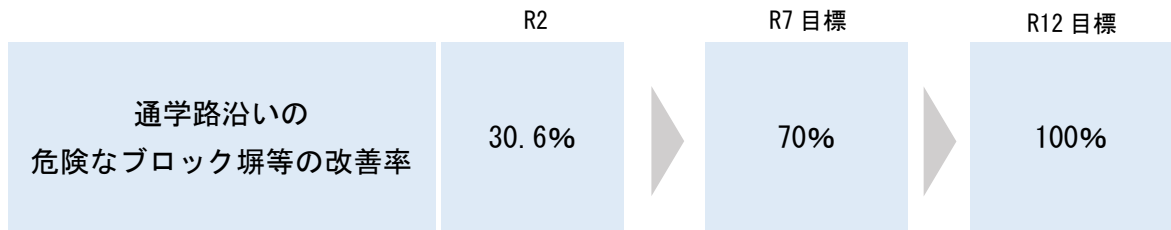
また、平成30年10月より、通学路や避難所等への経路の安全性を確保するため、これらの道路に面する危険なブロック塀等について、所有者等への改善指導を行うとともに、それらの撤去に対する費用の一部を支援しています。

【表2-6】 ブロック塀等撤去費の補助件数と延長

	H30	R1	R2	合計
件数	80	204	143	427
延長	1.2km	3.4km	2.2km	6.8km

### (2) ブロック塀等の改善の目標

通学路沿いの危険なブロック塀等の改善率を令和7年度までに70%、令和12年度までに100%とすることを目標に取り組みます。



## 2-5 市有建築物

### (1) 市有建築物の耐震化の状況

市が所有する建築物（非木造の延べ面積 200 m<sup>2</sup>を超えるもので、自転車置き場等の施設及び下水道施設を除く）746 棟のうち、耐震性を有する建築物は 743 棟であり、耐震化率は 99.6% となっています。耐震性を有しない 3 施設は、全て建替えにより耐震化される予定です。

なお、多数の者が利用する市有建築物の耐震化率は、すでに 100% となっています。

【表 2-7】市有建築物の耐震化状況（令和 2 年度末時点）

（単位：棟）

	総数	昭和 56 年 5 月以前		昭和 56 年 6 月以降	耐震性あり	耐震化率
			耐震性あり			
市有建築物	746	431	428	315	743	99.6%
多数の者が 利用する建築物	239	152	152	87	239	100.0%

### (2) 市有建築物の耐震性の公表

主な市有建築物の耐震性能について、市ホームページ内「四日市市公共施設カルテ」で公表しています。

🔍 検索

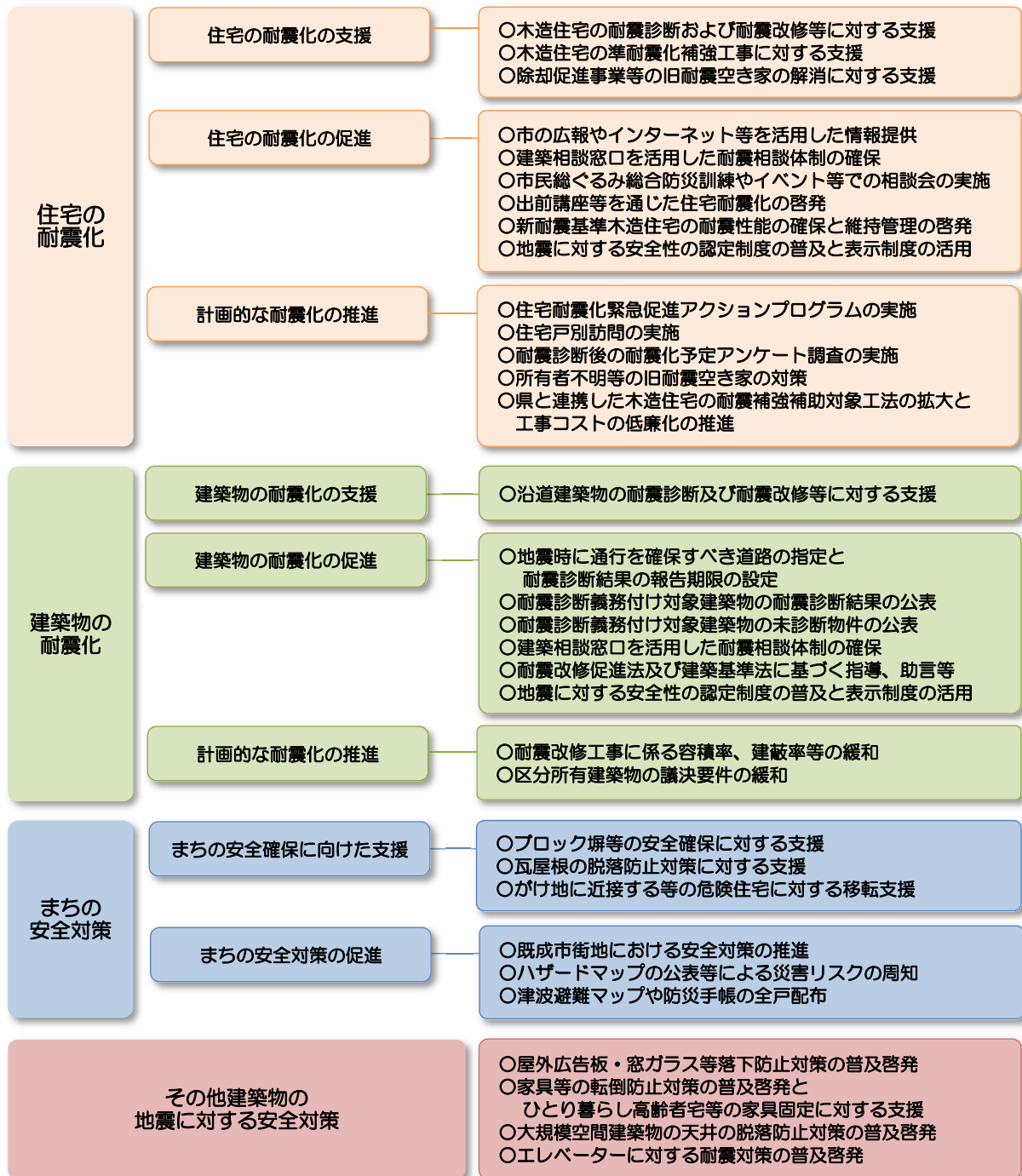
### 第3章 耐震化を促進するための取組

#### 3-1 施策の体系

これまで、市では地震による既存建築物の倒壊等の被害を未然に防止し、市民の生命及び財産を守るため、補助制度による支援や相談事業等による普及啓発を中心に、耐震化に向けた取組を進めてきました。

今後更なる耐震化を図るためには、建築物の所有者や関連事業者と協力連携しながら、建替え時期の到来や所有者の高齢化、生活スタイルの変化に伴うニーズに応じていけるよう、取組を進めていく必要があります。

地震災害から人命を守ることを最優先に、これまでの施策を引き続き行いつつ、新たな取組や取組の強化等についても、検討・実施していきます。



【図 3-1】住宅・建築物の耐震化のための施策の体系



## 3-2 住宅の耐震化

### (1) 住宅の耐震化の支援

#### ○木造住宅の耐震診断および耐震改修等に対する支援

木造住宅の耐震診断や耐震補強計画策定、補強工事・除却工事費等への補助事業を実施し、耐震化の促進に取り組みます。

耐震化の方法は、耐震改修工事だけでなく、耐震性のない建築物の除却・建替えも有効な手法です。特に、耐震性の著しく低いものや、建物の機能上耐震改修工事が難しいもの、設備などが老朽化し耐震改修を行うだけでは使用の継続が難しいものなど、耐震化を図るためには、建替えをせざるを得ない場合があります。そのため、本市では、耐震改修工事だけではなく建築物の除却についても補助を行います。【資料-5(1)①参照】



【図3-2】木造住宅の耐震事業チラシ

#### ○木造住宅の準耐震化補強工事に対する支援

木造住宅の所有者が減災対策に取り組みやすくなるよう、地震力が大きく加わる1階のみ耐震性を向上させ、倒壊の可能性を下げるなどの準耐震化補強工事への補助を行い、減災化を推進します。【資料-5(1)①参照】

#### ○除却促進事業等による旧耐震空き家の解消に対する支援

旧耐震住宅のなかには、居住者がいないまま放置され、管理不全等により周囲に影響を及ぼす可能性があることも想定されることから、空き家対策と連携して、除却後の固定資産税上昇の負担緩和を図るための支援を行っています。

また、旧耐震空き家を利活用する場合に、耐震性の確保を要件として、子育て世帯等の住み替え支援等を行っています。【資料-5(1)②参照】



【図3-3】旧耐震空き家除却促進事業



【図3-4】住み替え支援事業

### (2) 住宅の耐震化の促進

#### ○市の広報やインターネット等を活用した情報提供

市の広報やホームページの活用により、耐震化の必要性や補助制度について情報提供を行っています。

また、ラジオ等によるマスメディアを通じた普及啓発も行っています。



【図3-5】耐震化啓発チラシ



【図3-6】安全・安心ガイドブック

○建築相談窓口を活用した耐震相談体制の確保

市では、耐震診断や耐震改修等の補助事業だけでなく、耐震診断・耐震改修に関わる各種の相談に応じるとともに、一般社団法人三重県建築士事務所協会四日市支部の協力で月2回建築一般相談を開催しています。

○市民総ぐるみ総合防災訓練やイベント等での相談会の実施

市民の皆さんが安心して耐震化に取り組むことができるよう、「市民総ぐるみ総合防災訓練」やその他民間主催のイベントなどにおいて、相談会を実施しています。

○出前講座等を通じた住宅耐震化の啓発

出前講座を実施し、住宅の耐震化の必要性について認識を深めていただくとともに、住宅耐震化に関する問題意識の醸成を図ります。

【表 3-1】 出前講座の実施回数

出前講座	H28	H29	H30	R1	R2
実施回数	4	3	1	1	0

○新耐震基準木造住宅の耐震性能の確保と維持管理の啓発

平成28年の熊本地震では、旧耐震基準による建築物に加え、新耐震基準の在来軸組構法の木造住宅のうち、接合部等の規定が明確化された平成12年以前に建築されたものについても、倒壊等の被害が一定数見られました。平成12年以前の新耐震住宅の所有者が主体的に取り組めるよう、(一財)日本建築防災協会がとりまとめた「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法」を活用して、新耐震基準の木造住宅の耐震性能確保と維持管理の啓発を行います。



【図 3-7】 所有者等による木造住宅耐震性能検証法

○地震に対する安全性の認定制度の普及と表示制度の活用

耐震改修促進法第22条に基づき、建築物が地震に対する安全性の基準に適合していることを認定しています。

認定を受けた建築物の所有者は、認定を受けた建築物やその敷地、契約書、その利用に関する公告など、法律に定められた範囲において、認定を受けた旨を表示することができます。

認定を受けた建築物には、「認定証」を交付します。



【図 3-8】 認定証



### (3) 計画的な耐震化の推進

#### ○住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの実施

国では、平成30年度に耐震化の取組を加速化するため、耐震化に係る総合支援メニューを創設しました。この制度は、住宅耐震化に向けた積極的な取組（改修事業者への技術力向上支援、普及啓発など）を行い、その内容を「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」として耐震改修促進計画に位置付けた市町村に対し、国から耐震改修に係る補助額が増額される制度です。市では、引き続きこの制度を本計画に位置付け、国の支援を活用しながら、木造住宅の耐震化の促進を図ります。また、取組内容・目標・実績については毎年度見直しを行い、市ホームページに掲載します。

アクションプログラムに位置づけている耐震化の取組
①住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組 ・戸別訪問の実施
②耐震診断支援した住宅に対する耐震改修を促す取組の実施 ・耐震診断結果報告時における耐震改修補助制度等の情報提供 ・耐震診断後、耐震改修を行っていない住宅所有者に対し、ダイレクトメール等で耐震改修を促す
③改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から耐震診断・改修を行う改修事業者等への接触が容易となる取組 ・改修事業者の技術力向上にかかる説明会等の実施 ・ホームページ等により改修事業者のリスト等に関する情報提供
④耐震化の必要性にかかる普及啓発 ・住宅耐震啓発パンフレットの配布 ・出前講座による周知 ・広報誌による周知 ・防災訓練等の各種イベントにおける防災教育

【図3-9】アクションプログラムによる取組

#### ○住宅戸別訪問の実施

住宅所有者に対し、個別に直接的な働きかけを行い、耐震化を促します。

#### ○耐震診断後の耐震化予定アンケート調査の実施

耐震診断実施者の耐震化意向を把握するとともに、耐震性を有しない住宅の所有者に対し、直接的な働きかけを行います。

#### ○所有者不明等の旧耐震空き家の対策

空き家対策と連携して、相続人不存在などの所有者が不明な耐震性のない老朽空き家に対し、相続財産管理人の申立てを行い、管理人による除却を進めます。

#### ○県と連携した木造住宅の耐震補強補助対象工法の拡大と工事コストの低廉化の推進

耐震補強に要する費用負担を軽減するため、県と連携した設計者や施工者を対象とした勉強会を開催し、安価な耐震改修工法等の周知を図ります。

### 3-3 建築物の耐震化

#### (1) 建築物の耐震化の支援

##### ○沿道建築物の耐震診断及び耐震改修等に対する支援

耐震診断義務付け対象建築物のうち、地震時に通行を確保すべき道路沿いの建築物に対し、耐震診断や耐震補強計画策定、補強工事・除却工事費等への補助事業を実施し、耐震化の促進に取り組みます。【資料-5(2)①参照】



【図 3-10】沿道建築物の耐震化啓発チラシ

#### (2) 建築物の耐震化の促進

##### ○地震時に通行を確保すべき道路の指定と耐震診断結果の報告期限の設定

市内の重要道路の地震災害時の通行を確保するため、耐震改修促進法第 6 条第 3 項第 1 号に基づき、「四日市市地域防災計画」に位置づけられた第 1 次緊急輸送道路を平成 28 年の第 1 次計画において、また、第 2 次緊急輸送道路を令和 3 年 3 月の追補版において、それぞれ耐震診断義務付け対象道路に指定し、耐震診断結果の報告期限を定めました。(対象道路は【資料-4 参照】)

当該道路沿いに建つ一定の高さの要件を満たす旧耐震建築物に対し、耐震診断結果の報告を義務付け、耐震化の取組を支援します。(高さ要件は【資料-3 参照】)

【表 3-2】耐震診断義務付け対象道路の耐震診断結果の報告期限

対象道路	指定時期	報告期限
第 1 次緊急輸送道路	平成 28 年 3 月	令和 3 年 3 月 31 日
第 2 次緊急輸送道路	令和 3 年 3 月	令和 8 年 3 月 31 日

##### ○耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断結果の公表

耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断の結果については、耐震改修促進法第 9 条に基づき、市ホームページにて公表します。

【表 3-3】耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断結果の公表時期

耐震診断義務付け対象建築物		公表時期
大規模建築物等		平成 29 年 1 月
沿道建築物	第 1 次緊急輸送道路	令和 4 年度 (予定)
	第 2 次緊急輸送道路	令和 9 年度 (予定)

##### ○耐震診断義務付け対象建築物の未診断物件の公表

耐震診断が義務付けられた建築物について、正当な理由がなく、耐震診断を実施しない場合は、建物所有者に対し、耐震改修促進法第 8 条に基づき、相当の期限を定めて、診断結果を報告するよう命令し、その旨を市ホームページにて公表します。

○建築相談窓口を活用した耐震相談体制の確保（3-2-(2)参照）

○耐震改修促進法等に基づく指導、助言等

耐震改修促進法では、旧耐震建築物の所有者に対し、耐震診断を実施し、その結果に応じて耐震改修を行う努力義務を定めています。また、市は、当該建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修について、必要な指導及び助言等を行うことができます。耐震化の状況を把握するとともに、耐震診断を実施し、その結果に応じて耐震改修を行うよう働きかけます。

また、建築物の状態に応じて、建築基準法や空家特措法に基づく指導・助言等の措置を検討します。

○地震に対する安全性の認定制度の普及と表示制度の活用（3-2-(2)参照）

### （3）計画的な耐震化の推進

○耐震改修工事に係る容積率、建蔽率等の緩和

耐震改修でやむを得ず増築するものについて、容積率、建蔽率、あるいは耐火建築物における防火既定の特例措置が認められます。これらを活用することにより、耐震改修工法の選択肢を広げることが可能です。

○区分所有建築物の議決要件の緩和

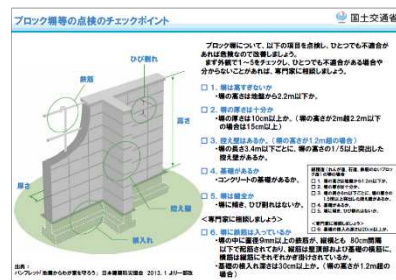
耐震診断が行われた区分所有建築物の管理者等は、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けることができます。認定を受けた区分所有建築物は、建物の区分所有等に関する法律 17 条による共用部分の変更決議 3/4 以上から 1/2 超に緩和されます。

### 3-4 まちの安全対策

#### (1) まちの安全確保に向けた支援

##### ○ブロック塀等の安全確保に対する支援

安全なブロック塀等に向けて、所有者自身による「ブロック塀のチェックポイント」を用いた安全点検の実施、危険な箇所の改善や適切な維持管理を促します。



【図 3-11】ブロック塀のチェックポイント

また、地震などによるブロック塀等の倒壊を防止し、歩行者の安全性を確保するため、道路等に面する危険なブロック塀等の撤去工事に要する費用の補助を行います。【資料-5(3)①参照】

避難路として以下の道路を位置づけ、これら避難路沿いのブロック塀等を“四日市市ブロック塀等撤去費補助金交付事業”の対象とします。

- 通学路
- 住宅・建築物から避難所等へ至る経路



【図 3-12】ブロック塀等撤去費補助事業

ブロック塀から生垣にすることにより、災害に対する安全性も確保できることから、“生垣設置助成金交付制度”の活用について、あわせて周知しています。【資料-5(3)④参照】

##### ○瓦屋根の脱落防止対策に対する支援

令和元年の房総半島台風や令和3年の福島県沖地震において、屋根瓦が脱落する被害が数多く見られました。これらは、瓦を下地に留め付けていない旧来の工法による施工が主な要因とされていることから、建築基準法の告示が改正され、令和4年1月より瓦屋根の緊結方法が強化されています。

市では、令和4年4月より、このような脱落やズレ等を防止する屋根の改修に対し、費用の一部を支援します。【資料-5(3)②参照】

“四日市市瓦屋根耐風改修工事費補助事業”の対象となる区域は、市内全域とします。



【図 3-13】瓦屋根耐風改修工事費補助事業

## ○がけ地に近接する等の危険住宅に対する移転支援

近年の自然災害によって、全国で多くの土砂災害が発生していることから、市内でも土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条の規定に基づく「土砂災害特別警戒区域」の指定が進められています。

この「土砂災害特別警戒区域」や、建築基準法第39条の規定に基づく「災害危険区域」、同法第40条の規定に基づく建築が制限される区域は、地震時等に、がけの崩壊等のおそれが大きいため、これらの区域からの移転のために要する既存住宅の除却費及び移転先での住宅建築に係る借入金に対する利子補給の補助を受けることができる“がけ地近接等危険住宅移転事業”の活用を図ります。【資料-5(3)③参照】

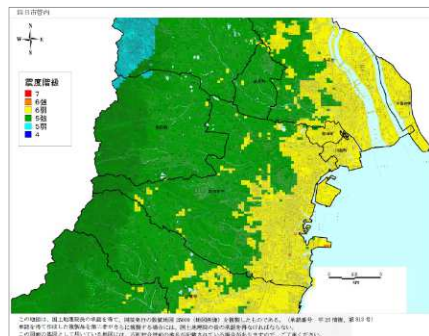
## (2) まちの安全対策の促進

### ○既成市街地における安全対策の推進

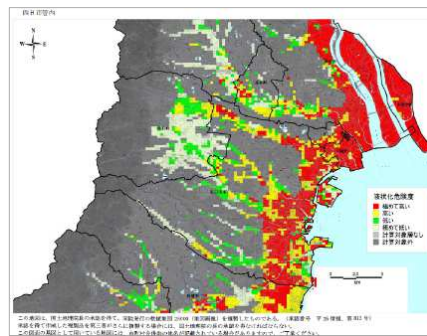
市街地における道路は、災害時には避難者の安全な通行の確保、救助や消防活動の場、あるいは火災の延焼の防止など防災上重要な機能を果たすことから、“四日市市狭あい道路後退用地整備事業”を活用し、幅員4m以上の道路の確保を進めます。【資料-5(3)④参照】

### ○ハザードマップの公表等による災害リスクの周知

南海トラフ地震（過去最大クラス・理論上最大クラス）及び市周辺の活断層を震源とする地震について、「震度予測分布図」と「液状化危険予想分布図」を公表しています。



【図 3-14】 震度予測分布図



【図 3-15】 液状化危険予想分布図

### ○津波避難マップや防災手帳の全戸配布

市民の方々に、大地震や風水害等の自然災害に備えていただくために、津波避難マップや防災手帳を全戸配布しています。

これらを活用して、家族間での災害時の連絡方法の確認や家庭内での防災意識の高揚を図るとともに、災害から命を守るために、平常時からの準備を整えていただくよう普及啓発に努めます。



【図 3-16】 津波避難マップ



【図 3-17】 防災手帳



### 3-5 その他建築物の地震に対する安全対策

#### ○屋外広告板・窓ガラス等落下防止対策の普及啓発

建築物の屋外に取り付ける広告板や装飾物、建築物の窓ガラス、タイルやパネル等の外装材は、過去の地震被害でもあったように、少しでも落下すれば大きな人的被害の発生を伴います。そのような建築物から落下するおそれのあるものについて、地震に対する安全性を確保するため、必要な点検や改修などを行い、維持保全を適切に行うよう建物所有者等へ周知し、建築物からの落下物防止対策の普及啓発を行います。

#### ○家具等の転倒防止対策の普及啓発とひとり暮らし高齢者宅等の家具固定に対する支援

平成30年の大阪府北部地震においても、家具の転倒により人命にかかわる被害が発生しています。建築物の耐震化だけでなく、屋内の安全対策も重要です。比較的安価で、すぐに取り組める地震対策の一つとして、家具等の転倒防止のための固定方法について、パンフレット等により市民のみなさんに普及啓発を行います。

なお、ひとり暮らし高齢者宅等の住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震災害時の被害を軽減するために、“ひとり暮らし高齢者宅等家具固定事業”を実施しています。【資料-5(3)④参照】



【図3-18】家具等の転倒防止対策チラシ

#### ○大規模空間建築物の天井の脱落防止対策の普及啓発

平成23年の東日本大震災では、比較的新しい建築物も含め、体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が多数発生しました。このことから、建築基準法が改正され、平成26年4月より一定規模の天井高さと同空間を有する建築物に対し、天井脱落対策に係る基準が定められました。既存建築物については、定期報告制度により状況把握を行い、建物所有者等に基準を周知するとともに、脱落防止措置を講じて安全性の確保を図るよう、普及啓発を行います。

#### ○エレベーターに対する耐震対策の普及啓発

大規模地震時において、エレベーターの機器やロープの脱落等により、運転が停止し、エレベーターの中に閉じ込められる事故が数多く発生しています。このことを受けて、エレベーターの耐震対策が強化され、平成21年以降に新設するエレベーターには、機器の脱落防止や転倒防止措置、さらには地震時にエレベーターを最寄りの階に停止させる地震時管制運転装置の設置が義務付けられました。

既設エレベーターにはそれらの措置が義務付けられていないため、これらの安全対策を速やかに実施するよう、関係団体と協力し、耐震対策の普及啓発を行います。

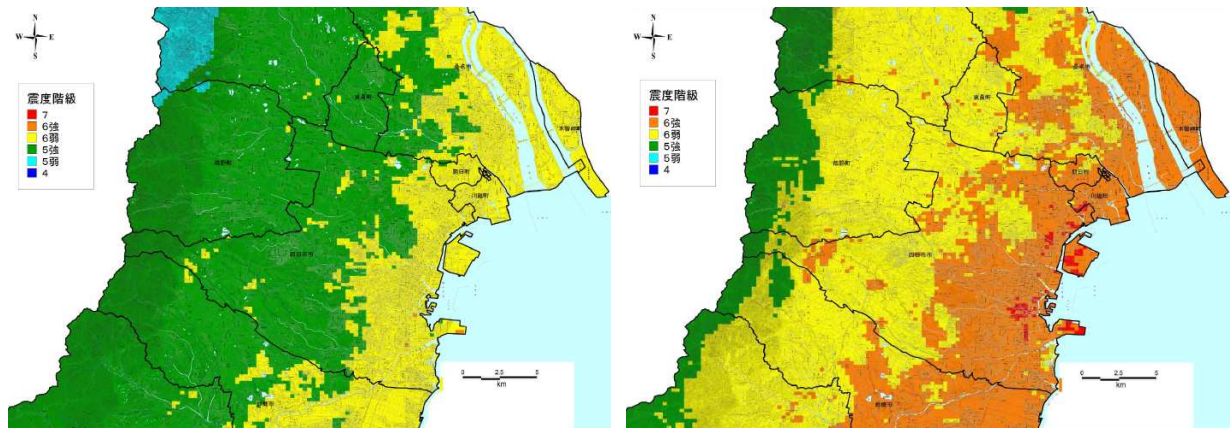
## 参考資料

資料－1 地震による被害想定等

①南海トラフ地震における被害想定

	建物被害 (棟)					
	揺れ	液状化	津波	急傾斜地等	火災	
過去最大クラス (最大震度 6 強)	2,400	900	900	500	10	100
理論上最大クラス (最大震度 7)	31,000	19,000	900	700	40	10,000

②南海トラフ地震における震度分布



[過去最大クラス]

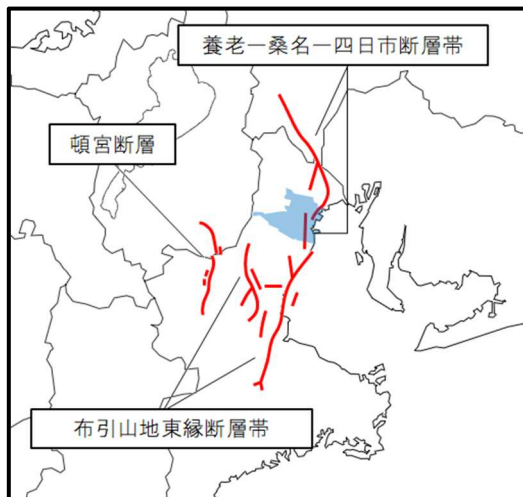
[理論上最大クラス]



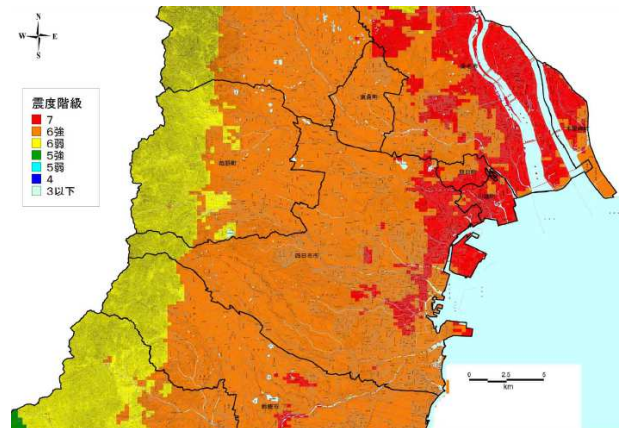
③活断層を震源とする地震における被害想定

	建物被害 (棟)					
	揺れ	液状化	津波	急傾斜地等	火災	
養老-桑名-四日市断層帯 (最大震度 7)	55,000	39,000	1,000	-	40	15,000
布引山地東縁断層帯 (最大震度 6 強)	15,000	9,000	900	-	30	5,300
頓宮断層 (最大震度 6 弱)	700	20	600	-	10	10

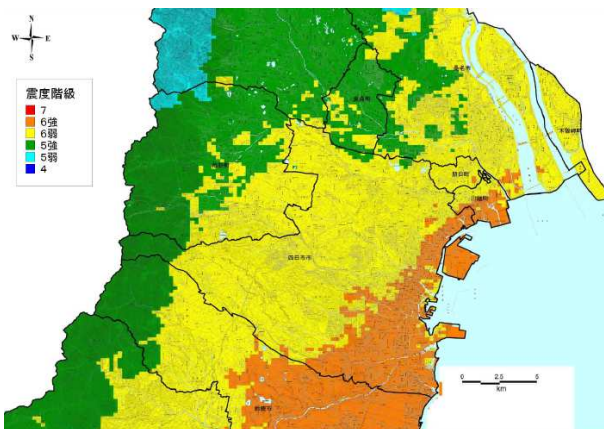
④市内に被害をもたらすとされる活断層の位置と震源となる断層毎の震度分布



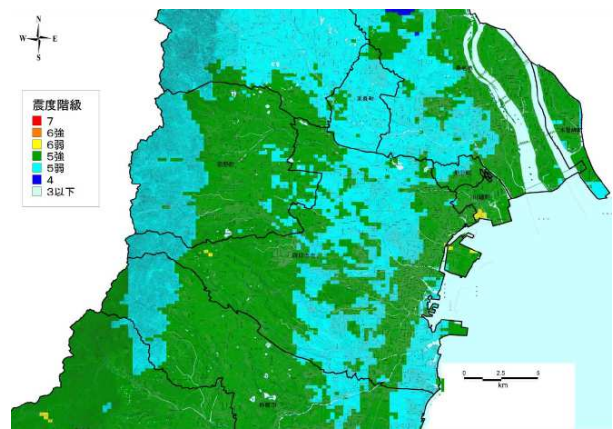
[養老-桑名-四日市断層帯]



[布引山地東縁断層帯]



[頓宮断層]



資料-2 特定の建築物の要件

①特定の建築物

対象建築物		耐震診断義務付け対象要件	
多 数 の 者 が 利 用 す る 建 築 物	幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 床面積 500 m <sup>2</sup> 以上	階数 1 以上かつ 床面積 1,500 m <sup>2</sup> 以上
	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程 若しくは特別支援学校 ※	階数 2 以上かつ床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上(屋内運動場を含む)	階数 2 以上かつ床面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上 (屋内運動場を含む)
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム その他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害 者福祉センターその他これらに類するもの		
	※以外の学校	階数 3 以上かつ 床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上
	ポーリング場、スケート場、水泳場その他こ れらに類する運動施設		
	病院、診療所		
	劇場、観覧場、映画館、演劇場		
	集会場、公会堂		
	展示場		
	卸売市場		
	百貨店、マーケットその他の物品販売店を営 む店舗		
	ホテル、旅館		
	賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿		
	事務所		
	博物館、美術館、図書館		
	遊技場		
	公衆浴場		
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、 ダンスホールその他これらに類するもの		
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これら に類するサービス業を営む店舗		
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に 供する建築物を除く)	階数 3 以上かつ 床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発 着を構成する建築物で旅客の乗降又は待合 の用に供するもの			
自動車車庫その他の自動車又は自転車の 停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署、その他これらに類する公益 上必要な建築物	階数 1 以上かつ 床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 1 以上かつ 床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上	
体育館(一般公共の用に供されるもの)			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯 蔵又は処理する建築物で、階数 1 以上 かつ床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上(敷地境界線 から一定距離以内に存する建築物) 【政令で定める数量は②参照】	
避難路沿道建築物 (通行障害建築物)		要 安 全 確 認 計 画 記 載 建 築 物  耐震改修促進計画で指定する重要な 避難路の沿道建築物であって、一定の 高さ以上の建築物 【高さ要件は資料-3 参照】	
防災拠点となる建築物 (市内に対象となる建築物なし)		耐震改修促進計画(県計画)で指定す る防災拠点である病院、官公署、災害 応急対策に必要な施設等の建築物	

②危険物の貯蔵場又は処理場における危険物の種類及び数量一覧表（耐震改修促進法施行令第7条）

用途	政令第7条第2項	危険物の種類		数量
危険物の貯蔵場又は処理場	第一号	火薬類	火薬	10トン
			爆薬	5トン
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
			銃用雷管	500万個
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
			導爆線又は導火線	500キロメートル
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン
			その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第二号	石油類	危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量	
		消防法第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く。）		
第三号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第六号に規定する可燃性固体類	30トン		
第四号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第八号に規定する可燃性液体類	20立方メートル		
第五号	マッチ	300マッチトン		
第六号	可燃性ガス（第七号、第八号に掲げるものを除く。）	2万立方メートル		
第七号	圧縮ガス	20万立方メートル		
第八号	液化ガス	2,000トン		
第九号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）	20トン		
第十号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）	200トン		

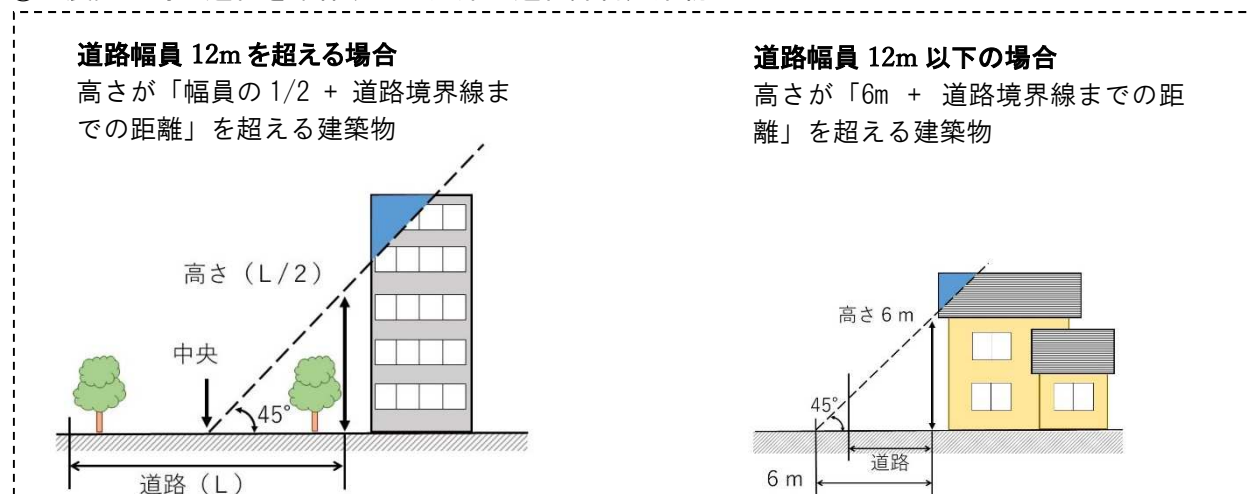
資料－3 通行障害建築物の要件

■通行障害建築物（耐震改修促進法第5条第3項第2号）

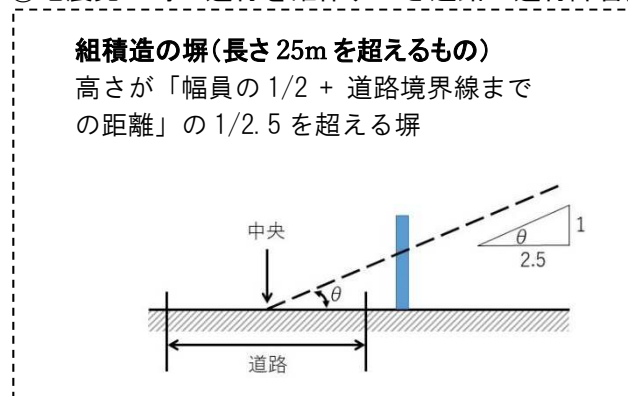
地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物

なお対象となる道路は、資料－4に記載。

①地震発生時に通行を確保すべき道路の通行障害建築物



②地震発生時に通行を確保すべき道路の通行障害建築物（組積造の塀）



資料－4 耐震診断義務付け対象道路

①第1次緊急輸送道路一覧

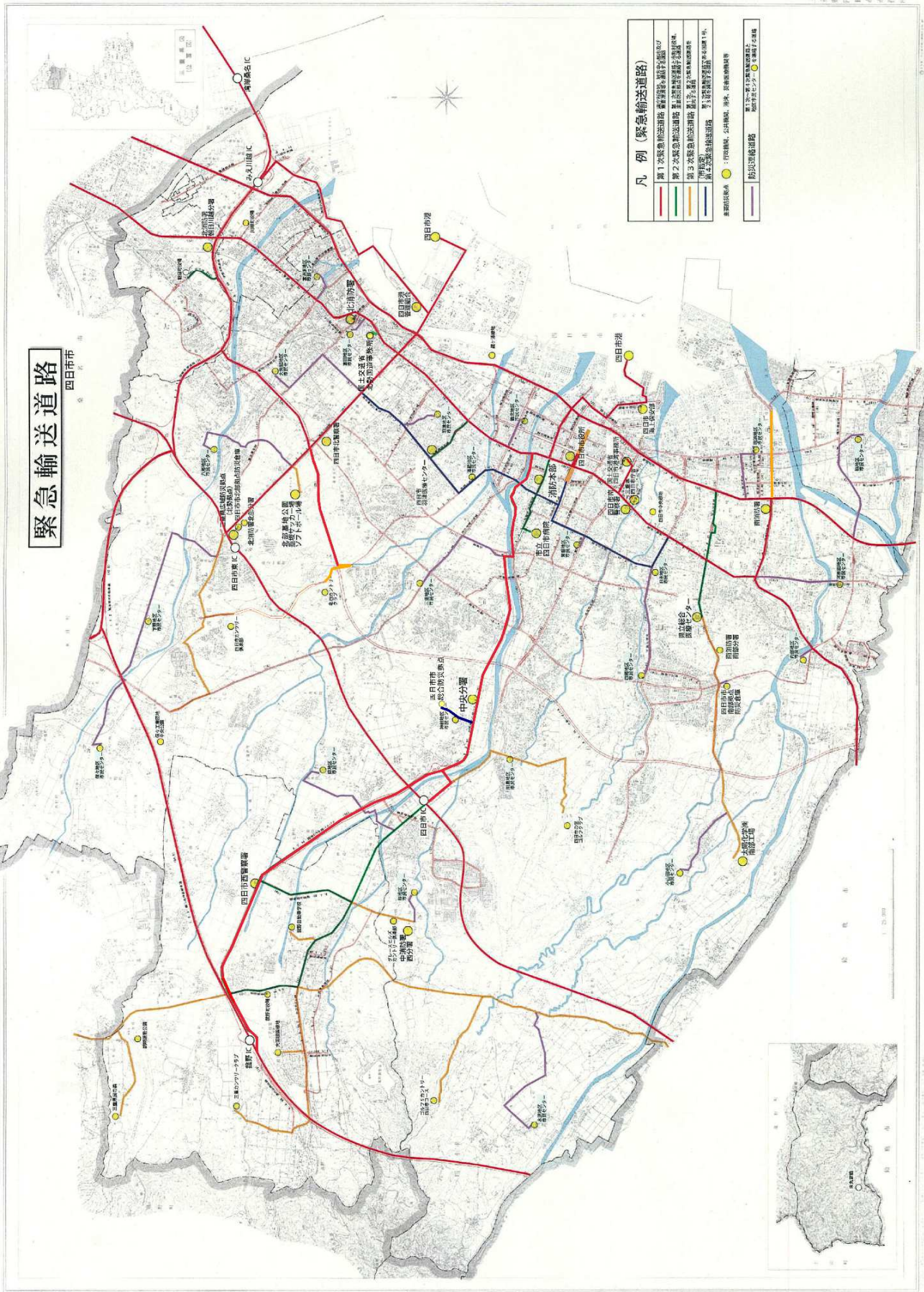
路線番号	路線名	区間		連絡路線名	
		起 点 (市町字名)	終 点 (市町字名)	起 点	終 点
<b>高速自動車道(中日本高速道路(株)管理)</b>					
	東名阪自動車道	桑名市	亀山市	愛知県境	伊勢自動車道
	伊勢湾岸自動車道	木曾岬町	四日市市	愛知県境	東名阪自動車道
	新名神高速道路	四日市市伊坂町	亀山市安坂山町	伊勢湾岸自動車道	新名神高速道路
	東海環状自動車道	いなべ市大安町	四日市市北山町	大安IC	新名神高速道路
<b>一般国道(国土交通省管理)</b>					
1	一般国道1号	桑名市長島町押付	亀山市関町坂下	愛知県境	滋賀県境
1	一般国道1号(北勢BP・川越)	川越町南福崎	四日市市山之一色町	一般国道23号	(市)日永八郷線
23	一般国道23号	木曾岬町川先	伊勢市宇治浦田町	愛知県境	(主)伊勢磯部線
25	一般国道25号	四日市市塩浜	四日市市大治田	一般国道23号	一般国道1号
<b>一般国道(県管理)</b>					
164	一般国道164号	四日市市千歳町	四日市市中部	臨港道路・千歳4号幹線	一般国道1号
365	一般国道365号	四日市市堀木	四日市市西町	一般国道477号	一般国道1号
477	一般国道477号	四日市市堀木	四日市市西伊倉町	一般国道365号	一般国道477号BP
477	一般国道477号	四日市市高角町	四日市市智積町	一般国道477号BP	東名阪自動車道(四日市IC)
477	一般国道477号BP	四日市市西伊倉町	四日市市高角町	一般国道477号	一般国道477号(高角IC)
477	一般国道477号BP	四日市市高角町	四日市市高角町	一般国道477号(高角IC)	一般国道477号
477	一般国道477号(四日市湯の山道路)	四日市市高角町	菰野町大字音羽	一般国道477号(高角IC)	新名神高速道路(菰野IC)
<b>主要地方道</b>					
64	上海老茂福線	四日市市中村町	四日市市茂福町	東名阪自動車道	一般国道1号
<b>一般県道</b>					
401	桑名四日市線	四日市市羽津	四日市市白須賀	一般国道23号	一般国道1号
<b>市道</b>					
	四日市中央線(四日市市)	四日市市三栄町	四日市市三栄町	四日市市役所	一般国道1号
	末広新正線(四日市市)	四日市市新正4丁目	四日市市新正3丁目	一般国道1号	市道新正43号線
	新正43号線(四日市市)	四日市市新正3丁目	四日市市新正3丁目	市道末広新正線	市道新正44号線
	新正44号線(四日市市)	四日市市新正3丁目	四日市市新正3丁目	市道新正43号線	国土交通省四日市港湾事務所
<b>その他道路</b>					
	臨港道路・霞1号幹線(四日市港)	四日市市霞	四日市市霞	一般国道23号	臨港道路・霞6号支線
	臨港道路・霞4号幹線(四日市港)	四日市市霞	川越町亀崎新田	臨港道路・霞1号幹線	(一)桑名四日市線
	臨港道路・霞5号幹線(四日市港)	四日市市霞	四日市市霞	臨港道路・霞1号幹線	四日市港管理組合
	臨港道路・霞6号支線(四日市港)	四日市市霞	四日市市霞	臨港道路・霞1号幹線	四日市港(霞)
	臨港道路・千歳1号幹線(四日市港)	四日市市千歳町	四日市市千歳町	臨港道路・千歳4号幹線	臨港道路・千歳1号支線
	臨港道路・千歳4号幹線(四日市港)	四日市市千歳町	四日市市千歳町	一般国道164号	臨港道路・千歳1号幹線
	臨港道路・千歳1号支線(四日市港)	四日市市千歳町	四日市市千歳町	臨港道路・千歳1号幹線	四日市港(千歳)

②第2次緊急輸送道路一覧

路線番号	路線名	区間		連絡路線名	
		起 点 (市町字名)	終 点 (市町字名)	起 点	終 点
<b>一般国道(県管理)</b>					
477	一般国道477号	四日市市智積町	菰野町大字菰野	東名阪自動車道(四日市IC)	一般国道306号
<b>主要地方道</b>					
44	宮妻峽線	四日市市山崎町	四日市市泊小柳町	県立総合医療センター	一般国道1号
<b>一般県道</b>					
629	宮東日永線	四日市市六呂見町	四日市市泊小柳町	一般国道23号	一般国道1号
<b>市道</b>					
	西新地久保田線(四日市市)	四日市市西新地	四日市市久保田	一般国道1号	市立四日市病院
	三重橋垂坂線(四日市市)	四日市市羽津山町	四日市市金湯町	四日市羽津医療センター	一般国道1号
	茂福6号線	四日市市茂福町	四日市市南富田町	(市)茂福27号線	北勢国道事務所(四日市庁舎)
	茂福27号線	四日市市茂福町	四日市市茂福町	一般国道1号	(市)茂福6号線



③緊急輸送道路図



資料－５ 市が実施している支援制度等

(1) 住宅の耐震化の支援

①住宅の耐震化補助事業

(令和4年4月1日時点)

事業名		概要	対象建築物	主な要件
木造住宅耐震診断事業		耐震診断支援事業に対して補助を行う。(申請者負担額：無料)	階数が3以下の木造住宅	・丸太組構法、平面的な混構造でないもの
木造住宅耐震補強設計補助事業		耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い、または倒壊する可能性がある」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強などにより、住宅を強くする補強設計を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額：設計費用の2/3の額(上限額：18万円)	耐震診断評点1.0未満の木造住宅	・耐震診断評点1.0以上とする耐震補強設計
木造住宅耐震補強補助事業	耐震補強工事	耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強などにより、住宅を強くする補強工事を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額：次の①と②を加算した額(最高100万円かつ工事費用まで) ① 工事費用の2/5の額(上限額：50万円) ② 工事費用の2/3の額(上限額：50万円)	耐震診断評点0.7未満の木造住宅	・耐震診断評点1.0以上とする補強工事 ・市町が認める防災上必要な地区(例：密集した住宅地や指定された避難路沿い)
	準耐震補強工事	耐震診断の結果が「倒壊する可能性が高い」と診断された住宅を、基礎・地盤を除いた耐震診断の結果を「一応倒壊しない、または倒壊しない」とする補強工事、または2階以上の住宅の1階部分の耐震診断の結果を「一応倒壊しない、または倒壊しない」にする補強工事を行う場合に補助を行う ・申請者に対する補助金額：工事費用の2/3の額(上限額：20万円)	耐震診断評点0.7未満の木造住宅	・基礎・地盤を除いた耐震評点1.0以上とする耐震補強工事、または2階以上の住宅の1階部分の評点を1.0以上とする耐震補強工事
木造住宅除却工事費補助事業		耐震診断の結果が「倒壊する可能性が高い」と診断された住宅、または老朽化が著しく市長が特に必要と認めた住宅の除却を行う場合に補助を行う ・申請者に対する補助金額：除却工事費用の23%の額(上限額：40万円)	耐震診断評点0.7未満の木造住宅、または老朽化が著しく市長が特に必要と認めた住宅	・敷地境界から平屋建ては2m、2階建て以上は4m以内にある住宅

事業名	概要	対象建築物	主な要件
木造住宅耐震リフォーム補助事業	木造住宅耐震補強補助事業と同時にリフォーム工事を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額：リフォーム工事費用の1/3の額（上限額：20万円）	耐震補強補助を受けて補強する木造住宅	・県内の建設業者が施工するもの ・耐震補強工事以外の増改築リフォーム工事 ・外構工事でないこと
分譲共同住宅耐震診断補助事業	耐震診断を実施した場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額：診断費用の2/3又は延床面積(2,000㎡未満)×1,500円/㎡ 延床面積(2,000㎡以上)×1,000円/㎡の2/3のうち少ない額	昭和56年5月31日以前に着工され、完成している延べ面積1,000㎡以上かつ階数3階以上の分譲共同住宅	

## ②住宅の耐震化関連事業

(令和4年4月1日時点)

事業名	概要	対象建築物	主な要件
旧耐震空き家除却促進補助事業	木造住宅除却工事費補助事業により空き家を除却し、除却後の土地を空き家・空き地バンクへ登録する場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額：20万円	“木造住宅除却工事費補助”を受けて除却する1年以上居住されていない住宅	・固定資産税の住宅用地特例を受けている土地 ・除却後の土地を空き家・空き地バンクに登録するもの
子育て・若年夫婦世帯の住み替え(近居)支援補助事業	市外から転入又は市内の賃貸住宅から転居する子育て世帯又は若年夫婦世帯の一戸建て中古住宅への住み替えや親世帯と2km以内に近居する場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額：固定資産税相当額の2年分(4年分)(上限額：20万円(40万円)) ( )内は近居の場合	一戸建ての中古住宅 (昭和56年5月31日以前に建築された住宅は耐震性が確保されているもの)	・対象の郊外住宅団地もしくは既成住宅地
三世帯同居等支援補助事業	子育て世帯又は若年夫婦世帯が三世帯同居等を行う場合にリフォーム・建替え工事に対し補助を行う。 ・申請者に対する補助金額：リフォーム費用の1/3の額(上限額：50万円)	親世帯又は子世帯のいずれかが所有する一戸建ての住宅 (昭和56年5月31日以前に建築された住宅は耐震性が確保されているもの)	・令和2年4月1日以降に三世帯同居を開始し、2年以上が経過していない世帯



## (2) 建築物の耐震化の支援

### ①耐震診断義務化対象路線沿道建築物の耐震化補助事業

(令和4年4月1日時点)

事業名	概要	補助率
避難路沿道建築物耐震対策支援事業 (建築物耐震対策緊急促進事業)	耐震診断義務化対象路線の沿道の通行障害既存耐震不適合建築物で、昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建築物に対する耐震診断、補強設計及び耐震改修の補助を行う。	【耐震診断】 国 1/2、県 1/4、市町 1/4 【補強設計】 国 1/2、県 1/6、市町 1/6 【耐震改修】 国 6/25、県 1/10、市町 1/10 ※上限有り。

## (3) まちの安全確保に向けた支援

### ①ブロック塀等の安全対策補助事業

(令和4年4月1日時点)

事業名	概要	主な要件
ブロック塀等撤去費補助事業	道路等に面する危険なブロック塀等を撤去する所有者に対し、場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額： 撤去費用又は ブロック塀の延長×1万円/mのうち いずれか少ない額の1/2 (上限額：20万円)	・道路等の高さから1m以上であるブロック塀等

### ②屋根の脱落防止対策補助事業

(令和4年4月1日時点)

事業名	概要	主な要件
瓦屋根耐風改修工事費補助事業	瓦屋根の改修工事を行う建築物の所有者に対して、改修工事の補助を行う。 ・申請者に対する補助金額： 改修費用又は 屋根面積×2.4万円/m <sup>2</sup> のうち いずれか少ない額に23%を乗じた額 (上限額：55.2万円)	・有資格者による調査の結果、最新の基準に適合していない建築物の瓦屋根 ・一棟の建築物における瓦屋根の全面改修

③がけ地近接等危険住宅移転事業

(令和4年4月1日時点)

事業名	概要	補助率
がけ地近接等危険住宅移転事業	<p>がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅<sup>(※1)</sup>の安全な場所への移転を促進するため、国と県・市町が移転者に危険住宅の除却等に要する経費及び新たに建設する住宅(購入も含まれます)に要する経費に対し補助を行う。</p> <p><b>【対象地域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法第39条第1項又は第40条に基づく条例により建築が制限される区域<sup>(※2)</sup></li> <li>・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条に基づき指定された「土砂災害特別警戒区域」<sup>(※3)</sup></li> </ul>	<p>除却費 : 975 千円/戸</p> <p>建設助成費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般地域 : 4,210 千円/戸</li> <li>・特殊土壌等 : 7,318 千円/戸</li> </ul>

※1 「危険住宅」とは、建築基準法の規定に基づき、がけ地の崩壊、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険が著しい区域として、地方公共団体が条例で指定した災害危険区域内及び建築を制限している区域内にある住宅、又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定に基づき知事が指定する土砂災害特別警戒区域内にある住宅。(条例制定等の前に建築された住宅に限る。)

※2 「条例で指定した建築を制限している区域」は、三重県建築基準条例第6条の規定に基づく区域。(ただし、条例が施行された昭和46年12月以前に建築された住宅に限る。)

※3 指定される前から建っており、指定日以降に増築等がされていない住宅に限る。

④その他の安全対策関連事業

(令和4年4月1日時点)

事業名	概要	主な要件
ひとり暮らし高齢者宅等家具固定事業	<p>四日市市内の災害時要援護者の住宅の家具を固定する場合に補助を行う。 (利用者負担額：無料)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者</li> <li>・防災指導員による防災診断の結果、家具固定が不適とされたもの</li> </ul>
生垣設置助成金交付制度	<p>幅員4m以上の道路(道路後退実施個所は4m未満も可)に面する土地に生垣を設置する場合に補助を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者に対する補助金額： 樹木1本当たり1,000円(2.5本/m) (上限額：50,000円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生垣の延長：2m以上</li> </ul>
狭あい道路後退用地補助事業	<p>建築基準法に定められている4mの道路を確保するために、道路中心から両側にそれぞれ2m後退した線を道路境界線とみなした後退用地を市に帰属(寄付又は無償使用承諾)した場合に補助を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・測量・分筆助成金：15万円/建築敷地</li> <li>・除却助成金：市算定額</li> <li>・報償金：二方以上の道に接する敷地で、後退用地を市へ寄付した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の中心線の確定を行う</li> <li>・後退用地内の支障物の撤去は建築主又は土地所有者の負担により行う</li> </ul>